

弁護団声明

(広島高裁による原発運転差止決定(勝訴決定)を受けて)

2020年(令和2年)1月17日

伊方原発運転差止山口裁判弁護団

- 1 広島高裁第4部(森一岳裁判長, 鈴木雄輔裁判官, 沖本尚紀裁判官)は, 本日, 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件において, 山口地裁岩国支部による却下決定を取り消し, 住民らの申立てを認め, 伊方原発3号機(以下「本件原発」という)の運転差止を命ずる決定(以下「本件決定」という。)を出した。

高等裁判所が原発の運転差止を命ずるのは, 2017年12月13日付広島高裁即時抗告審決定に続いて, 2回目である(なお, この他に高等裁判所における住民側勝訴の判断としては, 2003年(平成15)1月27日の名古屋高裁金沢支部によるもんじゅ設置許可無効確認判決がある。)

これによって, 四国電力は, 伊方原発3号機について, 現在行なわれている定期検査に伴う運転停止(送電開始予定日は2020年(令和2年)3月29日)を終えた後も, 運転を再開することはできなくなった。

- 2 本件決定についての内容とその評価は, 次のとおりである。

- (1) 地震について

新規制基準には, 「震源が敷地に極めて近い」, すなわち, 表層地盤の震源域から敷地までの距離が2 km以内の場合について特別の規定を設けられている。

ところが, 四国電力は, 四国電力の実施した海上音波探査によれば, 佐田岬半島北岸部活断層は存在しないとし, 「震源が敷地に極めて近い」場合の評価を行わず, 原子炉設置変更許可等の申請を行い, 規制委員会は, これを問題ないと評価した。

これに対して, 本決定は, 佐田岬半島沿岸について, 「現在までのところ探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」という中央構造線断層帯長期評価(第二版)の記載等に基づき, 上記四国電力及び規制委員会の判断には, その過程に過誤ないし欠落があったと判示した。

至極正当な判示である。

(2) 火山について

裁判所が、火山ガイドを曲解したものというほかない、いわゆる「考え方」を不合理だと断じるなど当方の多くの主張を認めつつも、立地評価については、最終的に社会通念論を基に稼働差止を認めなかったのは、遺憾である。

他方で、裁判所は、影響評価における噴火規模の想定が過小であることからそれを基にした四国電力の申請及び規制委員会の判断が不合理であるとした。この点については私たちの主張が認められたものであり、評価することができる。

(3) 避難計画について

避難計画について、本決定は何も述べておらず、実効性のない避難計画を追認した山口地裁岩国支部による判断を是正していない点で問題である。

- 3 上記3名の裁判官は、双方の主張に真摯に向き合い、疑問点を当事者にぶつけ、証拠を丹念に検討して事実を認定し、法律に基づき、伊方原発3号機の危険性を認めた。行政から独立した司法の役割を見事に果たしてくださった3名の裁判官に改めて敬意を表したい。

今後四国電力が申し立てる異議審を担当する裁判官らも、上記3名の裁判官らが見事に果たしてくださったように、決して行政の後を追って従うのではなく、独立した司法としての役割を果たしていただくよう切に願う。

- 4 私たちは、伊方原発3号機の危険性を正しく認めた本件決定を礎として、同原発と海を挟んで向き合う山口の地において「放射能被害から山口県民の生命と暮らしを守る」という抗告人らの思いが実現するよう、伊方原発3号機の運転禁止の判断が確定するまで闘い続ける。

以上